



東海市における土壌汚染について

1 主旨

令和2年（2020年）5月28日付で公表した日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所における土壌汚染について、同社が措置として地下水の水質の測定を実施したところ、地下水汚染が判明したため、同社から愛知県に報告があったもの。

また、愛知県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するもの。

2 対象地点

日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所

東海市東海町五丁目3番の一部

3 愛知県からの報告内容

別紙「東海市における地下水汚染について」（愛知県記者発表資料）のとおり

問合せ	環境経済部生活環境課 担当：井上・中平（いのうえ、なかひら） 052-603-2211、0562-33-1111（内線553・554）
-----	---

東海記者クラブ同時

2024年2月22日(木)
愛知県知多県民事務所環境保全課
環境保全グループ
担当 川島、酒向
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、265
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、荒木
内線 3050、3057
ダイヤルイン 052-954-6225

東海市における地下水汚染について

2020年5月28日に公表しました日本製鉄株式会社名古屋製鉄所(東海市)における土壌汚染について、同社が措置として地下水の水質の測定を実施していたところ、汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

1 報告内容

(1) 報告者

日本製鉄株式会社

(2) 報告年月日

2024年2月22日(木)

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県東海市東海町五丁目3番の一部

(4) 地下水調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例(平成15年愛知県条例第7号)に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
砒素及び その化合物	0.032mg/L (3.2倍) ^注	0.01mg/L 以下	2 / 3

注：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の拡大の防止の措置を実施する予定です。

県は、事業者に対し、引き続き土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

3 事業者の連絡先

日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所 総務部

住所 愛知県東海市東海町五丁目3番地 電話 052-603-7024

4 調査対象地の概要

対象地は、かつては伊勢湾の水域にあり、1960（昭和 35）年頃から順次敷地の埋立が開始され、その後、製鉄所の焼結地区として利用されてきました。

今回、汚染が判明した場所では、砒素及びその化合物の使用履歴はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考 1

2020 年 5 月 28 日（木）公表内容

東海市における土壤汚染について

日本製鉄株式会社が、東海市内の同社名古屋製鉄所において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

日本製鉄株式会社

(2) 報告年月日

2020 年 5 月 28 日（木）

(3) 調査実施期間

2019 年 9 月 11 日（水）から 2020 年 5 月 27 日（水）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

日本製鉄株式会社 名古屋製鉄所
愛知県東海市東海町五丁目 3 番の一部

(5) 報告の根拠

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 3 条第 8 項

(6) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
砒素及び その化合物	0.049mg/L (4.9倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m、 2.0～4.0m	3／36

注1：()内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての調査地点で、法に規定する土壤含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で、法に規定する地下水基準に適合していました。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又は土間コンクリート等で覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壤の掘削除去等を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、汚染土壤の掘削除去時の飛散・流出防止等の土壤汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

また、周辺の飲用井戸の有無を調査した上で、法に基づき土壤溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

参考2

○基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)